

『今昔物語集』(卷二十六) にあらわれた 宿報の意識

安 東 大 隆

(1)

『今昔物語集』以下『今昔』の卷二十六に、収められている説話は、「本朝付宿報」であり、二十四話(内第六話を欠く)の宿報譚を、収録している。

宿報というのは、過去に行つた色々な行為(業)によって、その報いとして、齎らされる、現在の結果のことである。およそ、この現在の世に、存在する全てのものは、突如として、存在するということは、ない。それらは全て、何等かの、原因があつて、そうなつているのである。その原因は、容易に求めうるものも、あるし、又、求めえないものも、ある。

さて、そういう見方で、卷二十六を、見ていくと、何話か、疑問に思うような説話に、行きあう。例えば「能登国堀鉄者、行佐渡国堀金語」と題する、第十五話が、それである。

今ハ昔、能登ノ国ニハ鉄テツノ鉄テツト云ナル物ヲ取テ、国ノ司ニ
弁ズル事ヲナムスナル。

其□ト云ケル守ノ任ニ、其鉄取ル者六人有ケルガ、長也ケ
ル者ノ、己等カドチ物語シケル次ニ、「佐渡ノ国ニコソ金
ノ花榮ハナタル所ハ有シカ」ト云ケルヲ 守、自然ラ伝ヘ聞テ、
彼ノ長ヲ呼寄テ、物ナド取セテ問ケレバ、長ノ云ク、「佐
渡ノ国ニハ、金ノ候フニヤ、金ノ候ナメリト見テ給ヘシ所
ノ候シヲ、事ノ次テニ、己ガドチ申シ候シヲ、聞食タルニ
コソ候ナレ」ト。守、「然ラバ、其然見エケム可行ニ取テ
来ナムヤ」トイヘバ、長、「遣サバ罷ナム」ト云。守、
「何物カ可入」ト問ヘバ、長、「人ヲバ給ハリ候ハジ。只小

船一ツ・粮少ト給ハリテ、罷渡テ、若カト試候ハム」トイヘバ、只彼ガ云ニ随テ、人ニモ不知セレテ、船一ト可食物少シトヲ、取セツ。長、其ヲ得テ、佐渡ノ国ニ渡ニケリ。

其後、廿日余リ一月許有テ、守、打忘レタル程ニ、彼長、急ト出来テ、守ノ現ハニ居タル所ニ見エタリケレバ、守、心得テ、人伝ニハ不聞シテ、離タル所ニ自ラ出会タリケレバ、長、黒バミタル□ニ裏タル物ヲ、守ノ袖ノ上ニ打置タレバ、守、重氣ニ提テ入ニケリ。

其後、此長、何チトモモテ、俄ニ失ニケリ。守、人ヲ分テ、東西ニ尋サセケレバ、遂ニ行方ヲ不知テ止ニケリ。何かニ思テ失タリト云事ヲ不知。彼金ノ有尋ネ聞ヤ為ルト思ケルニヤトゾ疑ヒケリ。

其金千両有ケリトソ語り伝ヘタル。然レバ、「佐渡ノ国ニ金ハ堀ベシ」ト、能登ノ国ノ人云ケル也。其長ノ後ニモ必堀ケムカシ。遂ニ不聞エテ止ニケリトナム語り伝ヘタルトヤ。
(445 P ~ 456 P)

ここに示したのが、その全文である。鉄掘る者の長の、佐渡国に金が産出するという話を、能登守が、つたえ聞いて、その長を、佐渡につかわし、金を掘らせる。二、三十日たつて、守がその事を、忘れた頃に、戻つてきて、金千両を与え、その後行方不明に、なつてしまふ。その話の結語が、

然レバ、「佐渡ノ国ニ金ハ堀ベシ」ト、能登ノ人云ケル也。

其長ノ後ニモ必ズ堀ケムカシ。遂ニ不聞エテ止ニケリトナム語り伝ヘタルトヤ。

と、佐渡の金山の話として、まとめられている。なお、『宇治拾遺物語』(五十四)に、同じ話(佐渡国に有金事)があり、その結語は、

かかれば、佐渡国には金ありけるよしと、能登国の者どもかたりけるとぞ。(155 P)

とある。これによつても、同様にこの話が、佐渡の金に關しての、説話であることが、わかる。

このように、一読した限りでは、この説話が、宿報譚として、収められている意図を、はかりかねる。では、『今昔』の編者(作者)は、どのような事態、どの点に、宿報を、感じていたので、あろうか。又、宿報というものを、どう把握していたので、あろうか。卷二十六に、収録されている説話を、検討しつつ、以下、考察してみよう。

(2)

さて、先の疑問に、答える為に、『今昔』中の、各々の説話を、検討していくと、卷二十六中の何話かは、他の説話集と、同源と思われる類似の話を、のせていることに、気づく。まず、それらのいくつかを、比較して、『今昔』の編者の姿勢(視点)を、はつきりさせたい。

○第一話 於但馬国鷲、取取若子語第一

但馬国、七美郡、山川郷にすむ者があり、其の家の若子を、驚にさらわれてしまふ。それから、十余年の後、その若子の父が、用事があつて、丹後国加茂郡に行つた。その折、年十二・三の女子が、井の傍で、他の子供達に「己ハ鶯ノ噉ヒ残シツカシ」と、の、しられているのに、出合つた。その家の主に、悪口の理由を聞き、その女子が、自分が先年、鶯に奪われた子供であることがわかり、喜ぶ。

以上が、この第一話の、大まかな筋である。

この説話は、『日本霊異記』(上九)に基き、構成されたものである。又、『扶桑略記』『水鏡』にも、類話をのせる。それらを、比較してみると、内容は大筋において、変りないもの、その結語に、違いが、みとめられる。

『今昔』

実ニ此レ難有リ奇異キ事也カシ。鶯ノ即チ噉ヒ失フベキニ、生乍ラ櫟ニ落シケム、希有ノ事也。此レモ前生ノ宿報ニコソハ有ケメ。父子ノ宿世ハ此クナム有ケルト語リ伝ヘタルトヤ。

『靈異記』

誠に知る、天哀みて資くる所、父子の深き縁なることを。これ奇異しき事なり。(83 P)

『扶桑略記』

誠奇異事矣

『水鏡』

人の命のかぎりある事は、あさましく侍る事なり。(57 P)
『今昔』の原拠と、認められる、『靈異記』のこの説話は、父子の縁の深さを、強調しており、「仏法との交渉は極めて勘ない^⑦」ものである。『扶桑略記』も『靈異記』と同種の理解を、しめしている。

『水鏡』は、この事件を、「人の命の限りある事」を示したと、とらえ、「あさましく侍る」と、感想をさしはさんでいる。これらに対して、『今昔』では、このような事件を、有り難く奇異な事であり、希有な事であると、認識した上で、単に、奇異譚として、おわらせるのではない。即ち、その奇異譚の背後に、仏教的宿世観(前世の宿報、父子の宿世)を、おいている。この説話に、とり扱われている事件は、一見奇異な話であるが、よく見ると、決して、偶発したものでなく、そうなるはずの、前世の因縁に、よっているのであると、解釈している。

さて、これらの事によって、考えると、同じ内容の説話で、^⑧ありながら、単に奇異譚として、とらえるか、宿報譚として、とらえるかの違いが、結語の中に、示されていることが、わかる。即ち、結語の書き方に、よって、その理解が、きまってくる、いうことである。

次に、七話の例を、みよう。

○美作ノ国ノ神、依獵師謀止生贄語第七

美作国に、猿と蛇とを御神体とする、中参・高野という二神が、あつた。その国では、毎年生贄を、さし出していた。

十六・七の「形清氣ナル」娘を、持っている人があり、生贄に、指名されてしまう。丁度その頃、何かの用事で、東の方から、犬山(多数の犬を飼いならして、それを使って狩獵をする)を、している男が、やって来て、この話を聞き、娘と夫婦になることを条件に、身代りを、かつて出る。男は、ひそかに猿を捕えて、犬に、猿を襲わせる練習をして、その日に、備える。その日になり、新しい長櫃に、犬二匹をつれ、刀を持っては、いり、社に遣わされる。瑞籬の中に入れられた男は、長櫃にすこし穴をあけて、様子をうかがい、猿が、長櫃を開くと同時に、おどり出て、退治する。

以上が、第七話の粗筋である。この説話は、『宇治拾遺物語』(一一九)「吾妻人生贄をとむる事」と、類似している。

両者を、比較すると、内容においては、殆んど違いがないもの、末尾の部分が、いさゝか異なる。

『今昔』

男ハ家ニ返テ、其女ト永ク夫妻トシテ有ケリ。父母ハ聳ヲ

喜ブ事无限。亦、其家ニ露恐ル、事无リケリ。其モ前生ノ

果ノ報ニコソバ有ケキ。其後、其生贄立ル事无シテ、国平

カ也ケリトナム語り伝ヘタルトヤ。(430 P)

『宇治拾遺物語』

さてその男、家にかへりて、いみじう男女あひ思ひて、年ごろの妻夫になりて、すぐしけり。男はもとより故ありける人の末なりければ、口惜しからぬさまにて侍りけり。其後は、その国に、猪、鹿をなん生贄にし侍けるとぞ。(275 P)

『今昔』の、傍綿を施した部分、^⑧「其モ前生ノ果ノ報ニコソバ有ケキ」が、両者の違いを、端的に、物語っている。即ち、その事件の後、夫婦として、未永く過したという、後日譚の部分と、生贄に関する部分との間に、『今昔』は、その事件に関する、宿報的解釈の一文を、挿入している。そのことによつて、この説話を、宿報譚として、とりあつかおうとする、『今昔』遍者の意図が、感じられる。

もう一例、第九話を、みよう。

○加賀国争蛇蜈嶋行人、助蛇住嶋語第九

この説話は、加賀国にすむ、下衆七人が、にわか吹いて来た、荒き風(大蛇のおこした風)によつて、大きな島に、漂着する。やがて、二十才あまりの、「清氣ナル」男が、あらわれて、様々に、饗応した。その後で、その男は、下衆に、沖の島から、その島の主が、明日せめてくる事、その撃退の助勢を、してもらいたい事、自分も、その島の主も、人間でない事等を、告げて去る。下衆は明日に備えて、準備をし待つと、沖から蜈蚣が、攻めて来、こちらでは蛇がそれに、相対する。下衆は、前言の通り、蛇に加勢をして、蜈蚣を殺してしま

う。蛇のす、めで七人は、妻子と共に、その島に移住して、繁栄していった。という内容である。この説話の、結語は、

此ヲ思フニ、前生ノ機縁有テコソハ、其七人ノ者共、其嶋ニ行住其孫干今其嶋有ラム。極テ楽シキ嶋ニテゾ有ナルトナム語り伝ヘタルトヤ。(P)

この説話と、同型の説話は、『搜神後記』に、さかのぼるが、その説話を、原拠とすると、思われるものが、同じ『今昔』の巻十の三十八話にある。この話は、獵師が、赤龍と青龍との、噉み合い戦うのを見て、青龍に味方し、赤龍を射る。その後、青龍が、海中より、宝珠を持参して、獵師に与える。その後、獵師の家は、豊かになっていった、という内容である。この場合の、結語は、

其ノ後、諸ノ財心ニ任セテ出来テ乏キ事无シ。然レバ、家豊ニ成テ、財宝ニ飽キ満ヌ。此レ、奇異ノ事也トナム語り伝ヘタルトヤ(338P)

とある。結語よりみると、この説話を、奇異譚として、理解しようとする意図が、明らかである。同型の説話で、同じ『今昔』の中に、収録されているもの、一方は、奇異譚として、一方は、宿報譚として、扱われている。その両者をわけるものは、結語の姿勢である。ようするに、本来は、宿報譚では、ないのだが、(宿報譚以外の理解の仕方でもできるのだが)こゝでは(巻二十六)、宿報譚という風に、理解しようという意志が、働いている。

(3)

先に述べた、『今昔』の巻二十六の説話は、結語によって、宿報譚としての、位置づけが、なされていることは、次のような説話を、検討することによって、更に、明らかにするところが、できよう。

○陸奥国府直大夫介子語第五

この説話は、かなりの長編であるが、その内容を、ごく簡単に、のべておく。

陸奥国に、勢力ある兄弟がいた。兄弟共に、子供が、なかった。ところが、兄の方に、妻が四十過ぎの頃、思いがけずに、男の子が生れた。まもなく、妻は世を去り、兄は、再婚もせずに、その子を育て、いたが、子供が、十一・二才の時に、女の子のある女と、再婚した。その女は、はじめ、種々世話を、やいたが、そのうち、郎等をてなずけて、その男の子を、殺そうとする。郎等は、男の子を山の中に連れ出し、穴を掘り、生きうめにしてしまふ。一方、弟の方は、兄の子に合いたくて、兄の家に来る途中、うさぎを追いかけて、山の中にはいつて、土の中で、苦しむうめいている声を聞き、その子を、掘り出して助ける。その後、兄に話して、継母を、追放してしまふ。

さて、この説話の、終りの部分は、次のようである。

此ヲ聞及ブ者ハ、此継母ヲソ慥キ、人當ニモ不寄ケレバ、

母モ娘モ奇異氣ニテゾ迷ヒ行ケル。彼兎埋ノ男ヲバ頸取ナム、妻ヲバ口割カムトシケレドモ、此弟、「兎ノ為ニ由ガ事也」トテ制シテ、只追セテケリ。此兎埋ケル穴ニ、男ノ迷テ菜・草・樽ヲ入ケルニ、此兎ノ可生報テ有ケレバ、兎ニハ寄モ不付得シテ、穴ニ塞ガリテ、透間ノ有テ息ノ通テ生タリケル也。此モ前世ノ報也。

其兎ハ長ニ成テ元服シテ、祖・伯父失ニケレバ、其二人ガ財ヲ併テ伝ヘテ、此モ大夫ノ介トテ、事ノ外ニ勢徳有者ニテゾ有ケル。

其大夫ノ介ヲ見タリケル人ノ聞テ語シ也。

此ヲ思フニ、繼母ガ心極テ愚也。我子ノ如ク思テ養立タラマシカバ、不迷シテ孝養モシテマシ。然レバ、現世・後生、心柄徒ニ成タル者也トナム語り伝ヘタルトヤ。(426〜427P)

これを見ると、追放した(只追セテケリ)ということ、その繼母の、策略に関する一件は、結着した形に、なつて

いる。その危いところを助かった子が、その後、どういふ風になつていったかという、後日譚にあたる部分が、「其兎ハ長ニ成テ……有ケル」である。このように、見て行くと、「此

兎埋ケル穴ニ……此モ前世ノ報也」と、ある部分と、「此ヲ思フニ……語り伝ヘタルトヤ。」という部分が、残る。「此レ

ヲ思フニ」以下は、『今昔』の、他の多くの説話の例から、見ても、結語の発語であり、繼母の子供への、対応の悪さを、指摘している。さて、前者についてみると、この子供が、穴

に埋められたにも、か、わらず、奇跡的に助かったことを、前世の宿報によると、理解している。換言すれば、この説話の、宿報譚としての所以を、物語っているとある。前述した文章の流れ——話の結末と後日譚、更にそれに伴う結語——という視点に、立つてみると、宿報をのべた部分が、こ、にあることは、若干唐突な感じがする。これは多分、『今昔』の編者の、この説話に対する、理解を示し、その収録の意図を、明らかにする為に、挿入句のような形で、説明したものと、考えられよう。

○付陸奥守人、見付金得富語第十四

陸奥守に、厩の別当にするかのように、重用されていた男が、いた。周りの人々も、その男を、陸奥守の腹心と思つて、一目おいていた。ところが、京から陸奥国に、帰任する途中、白河関に着いた時に、呼び入れられずに、締め出されてしまふ。従者からも、非難され、小川の辺で、鞭で砂を、かきまわして、偶然に、金のはいつた壺を、発見し、旧知の越後守の所へ、持つて行つた。越後守は、仏像を造る為に、金を欲しがっていたので、その金百両を与え、優遇された。後男は、京にのぼり、内舎人になり、更に、不破の関守になつた。そして、陸奥守の、中上りの時に、関を通さずに、復讐した。その結語が、

然レバ、人ノ為ニハ強ニ不悪マジキ者也。亦、仏神ノ加護ヤ有ケム、不思議、金ヲ見付テ、豊ニ成テゾ有ケル。其モ

前々ノ福報ニ依コソハ有ラメトナム語リ伝ヘタルトヤ。(455 P)

である。この説話の大筋——陸奥守に、冷遇された男が、黄金を得て、好機をつかみ、仕返しをするという、復讐譚——からすると、「然レバ、人ノ為ニハ、強ニ不悪マジキ者也」という結語に、むすびつく。ところが、「人に関して憎しみを持つな」——という部分と、前世の因縁によって、黄金を得たという部分が、うまく、続かない。思うに、「然レバ、人ノ為ニハ、強ニ不悪マジキ者也」までで、この説話の、結語としては、十分その価値を、はたしている。しかし、それでは、この説話を、宿報譚として、収録したことの意味が、はつきりしない。そこで、「仏神ノ加護ヤ有ケム。……」の部分、付加したもので、ないであろうか。

以上のことからしても、前述したように、本来は、必ずしも、宿報を語る目的の説話とは、考えにくいものも、結語によつて、宿報譚としての、位置づけが、されている。それが、二種類の、異なる結語を、有していることの、理由である。

さて、次に、第四話(藤原明衡朝臣、若時行女許語)に、注目してみたい。

この話は、藤原明衡の若い時の事である。明衡が、しかるべき所に、宮仕えしている女房の所に、通っていたが、その女の局には入って臥すのを、嫌い、近くの下衆の家を、借りて、その寝所にとまった。ところが、その家の主は、日頃から、妻の行状をあやしみ、その日は、遠出をすと言ひ、ひ

そかに帰つて、家の様子をみていた。そうとは知らず、明衡がね入つた頃、は入つてきて、明衡を妻の相手と間違えて、殺ろそうとした。が、月の光に、指貫のくくりの紐が、目には入り、指貫をはくような、高貴な人が、自分の妻の所に、しのんでくるはずはないと、気づいて、命を助かつた。という筋である。この結語は、次のようである。

然レバ、人ハ忍フト云ト乍。賤所ナドニハ立寄マジキ也ケリトソ聞人モ云ケル。但シ其レモ宿世ノ報也。不死ジキ報ノ有レバコソ、賤ノ下賤ナレドモ。然思ヒ廻セ。可死キ報有マジカバ、思ヒ廻ス事モ尤ク突殺シナマシ。
然レバ、諸ノ事皆宿報ト可知シトナム語リ伝ヘタルトヤ。

(416 417 P)

この説話は、下衆の家に、女房と泊つた明衡が、殺されそうになつたが、指貫のくくりの紐が、月の光によつてわかり、辛き命を、助かつたという話である。結語が、「然レバ、人ハ忍フト云ト乍、賤所ナドニハ立寄マジキ也ケリトソ聞人モ云ケル。」とあり、教訓として、賤しき所には、立ち寄らぬ方がよい、ということになる。そこで、結語が、終われば、明衡の場合は、たまたま助かつたが、常に、そううまくいくものではないから、そんな危険な場所には、行かない方がよい。という教訓を、示したことになる。しかし、『今昔』の遍者は、明衡の助かつたのを、宿報としてとらえ、その男が、躊躇したのも、宿報によるのであるとした。ところが、この

説話は、已に言われているように、『宇治拾遺物語』（二十九、明衡欲合殃事）と、同源の説話である。その末尾をみると、思かけぬ指貫のく、りの徳に、希有の命をこそ生きたりければ、か、れば、人は忍といひながら、あやしのところには、たちよるまじきなり。（110P）

と、結んでいる。これからして、『今昔』や『宇治拾遺物語』の原拠となる説話は、内容を、よく知らない場所には、近づくな、という忠告を、含んだ、教訓譚として、取り扱われているたもの、であらう。

(4)

- 以上、のべてきたことより、次のようなことが、わかる。
- ① 卷二十六に収録されている説話は、その成立の頃から、宿報を語る為に、準備された説話とは、言い難い。
- ② 卷二十六中の各説話は、結語をよむことによって、宿報を語る説話であると、いうことがわかる。

さて、そこで改めて、最初にのべた、第十五話について、考えてみよう。この疑問は、ようするに、宿報譚らしくないものが、なぜ、宿報を語る説話の範疇の中に、とり入れられ、卷二十六にはいつているかと、言うことである。これは、①②のまとめからも、わかることであるが、すこし乱暴な言い方をすると、どのような話も、宿報譚と、なりうる可能性を、

持つということである。このことを、第四話の、結語の、中の諸ノ事皆宿報ト可知シトナム語り伝ヘタルトヤ

の一言が、端的に、物語っている。十五話を、そのような意図で、みると、例えば、能登守が、長の言葉を、伝え聞いて、金を得ることができたのは、宿報による、という風に理解すれば、（そのような結語をつけ加えれば）宿報譚としての体裁を、備えることにならう。同様のことは、第十七話についても、言えよう。この話は、茶川龍之介の『芋粥』の題材としても、有名になっているが、利仁と五位との、芋粥に関する話である。五位が、勞せずして、芋粥を食べ、多くのおくり物を、されたのは、宿報によるという理解が、成り立とう。

かゝる見方で、卷二十六の全体を、通読すると、一見無関係と、思われる説話も、何等かの形で、宿報譚としての理解が、成立する。卷二十六に、収められている各説話は、以上のような意図を、持つて、宿報を語る説話として、巻中に、収められているのである。

では、なぜ編者の手元に、用意されていたであらう、多くの説話の中から、どの説話でも、宿報譚となりうる可能性を持つ、にもか、わらず、卷二十六にある二十四話（内欠一）のみを、宿報を語る説話として、選んだのであろうか。それを、明らかにする為には、まず各説話のどこが、宿報譚となりうるかを、整理してみよう。

第一話―鷺にさらわれたが、助かり、父子が再会した点

第二話―蕪の根に、穴を穿つて姪をなした男と、それを食べ、懐妊した(男子出産)女との結びつき

第三話―十四・五才の童が、水難をはじめ色々な災難に、

あいながら、結局助かる点

第四話―明衡が、下衆の家で女と密会し、殺されそうにな

ったが、指貫のく、りによって助かった点

第五話―子供が、継母の命令によって、穴に埋められるが、

奇跡的に助かった点

第六話―欠話

第七話―生贄を求める猿を、退治した男が、生贄になるはずの娘と、結婚した。その結びつき。

この娘を妻にし、生贄を求める猿を、退治する点

第八話―僧が、滝の裏の道から、通じる国に迷い込み、そ

この娘を助け、蜈蚣を退治して、その蛇のおさめる島に

第九話―蛇を助け、蜈蚣を退治して、その蛇のおさめる島に

すんだ点

第十話―無人島に漂着した兄妹が、夫婦となり、その島で

すごした点

第十一話―蝨を食べた犬の鼻から、糸が出てきたこと。それを縁にして、別れた夫婦が、元どおりになっ

た

た

第十二話―鳳至が宝の帯を得た点

第十三話―兵衛佐をしていた男が、雨やどりの家で、銀の

石をみつつけて、幸福になった点

第十四話―陸奥守によって、白河関から、しめ出された男

が、川辺で金のは入った壺を、発見し、豊かに

なった点

第十五話―能登ノ国の守が、長の話を、仄聞して、金を得

た点

第十六話―水干と替えて得た玉の価が、次々と高くなって

いくのを、持主の宿報とした点

第十七話―利仁に連れられた五位が、努力もせずに、種々

のものを得た点

第十八話―観硯聖人が、家に闖入した盗人を助け、そのか

わりに、山中で饗応された点

第十九話―人の寿命は、前世の因縁によるという例話

第二十話―犬と少女とが、非常に仲の悪い点

第二十一話―僧が山中で、女を懐抱して、その夫に鹿と間

違えられて、殺された点

第二十二話―僧が妻の愛人と、間違えられて殺された点

第二十三話―双六をしている二人の間で、喧嘩になり、弱

い方が、下女の手助けで助かり、一方が、命を

落した点

第二十四話―弟が兄を殺そうとしたが、助かった。弟の殺

意も、兄の助かったのも宿報

以上のように、整理して、各説話を、見直すと、現世を中心とした、人知のみでは、納得できる説明の、しようのない

出来事が、とり扱われている事に、氣づく。例えば、現実には、ありそうもないような、不思議なこと（第一話・第二話等）や、普通なら、当然死んでしまうような危険に、出あつたのだが、奇跡的に、助かったようなこと（第三話・第四話等）、又、ふとした出来事で、思ひかけずに、幸運に出合つたりしたこと（第十三話・十四話等）等、それらは、なぜそうなるのかという、合理的な説明が、しにくいことである。そこに、宿報としての意識を、とり入れることによって、一つの解決を、与えたものであろう。即ち、人知や人為を、超えた出来事、説明のしにくい出来事を、内容として、もっているような説話が、卷二十六に、宿報譚として、選ばれているのである。

まとめ

『今昔』の卷二十六に、「宿報」として、収められている説話を、みると、各々ある出来事に対して、宿報で、そうなるのであるとか、又、そうあるのであるとか、結んでいる。しかし、これらの説話は、『今昔』に、収録される以前から、宿報を語るという、意図を、持っているものではなく、収録する時に、そういう姿勢が、付加されている。具体的には、結語として、その事が、表現されているものが多い。

ところが、その出来事の、発端や経過や、又、結末等について、なぜそうなるのか、納得できるような説明を、するこ

との、困難な説話が多い。その、なぜそうなるのかと、いうところに、「宿報」という考え方を、持ち込んだのである。別の見方をすれば、この世の道理では、解決できないものを、宿報として、解決しようと、したのである。従つて、その出来事が、説明しにくい程、宿報としての効果は、あがるとも言えよう。そこに『今昔』の遍者は、道理として存在する、宿世の果報を、感じていたのである。

〈註〉

①『今昔』の引用は、古典文学大系（岩波書店）による。頁数も同書による、以下の『今昔』の引用も同じ。頁数のみを、本文の末尾に示す。

②『宇治拾遺物語』の引用は、古典文学大系（岩波書店）による。頁数も同書による。

③『攷證今昔物語集』（芳賀矢一氏）等で指摘

④『靈異記』の引用は、古典全書（朝日新聞社）による。

⑤引用は『国史大系』五十二頁

⑥校註日本文学大系

⑦『日本国現報善惡靈異記註釋』松浦貞俊氏著（大東文化大学東洋研究所刊） 36頁

⑧傍線は、便宜上私的に施したものである。以下の傍線も同様。

⑨同様の形式の説話として、二十一・二十二話がある。

（本学助教）